

介護保険料（平成 27 年度～平成 29 年度）

第 1 号被保険者の保険料

第 1 号被保険者の保険料は、3 年ごとに介護保険事業計画を策定し、介護保険サービスの水準に応じて基準額が決まります。基準額をもとに負担が重くなりすぎないように、本人と世帯員の市民税課税状況や前年の所得に応じて調整しています。

$$\text{年間保険料額} = \text{基準月額保険料額 (5,305円)} \times 12\text{月} \times \text{負担割合 (100円未満四捨五入)}$$

所得段階	負担割合	対象となる方		年間保険料額	
第 1 段階	基準額×0.45	生活保護受給者		28,600円	
		本人が市民税 非課税	世帯全員が 市民税非課税		老齢福祉年金受給者
本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円以下の方					
本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80万円を超え120万円以下の方					
第 2 段階	基準額×0.65		世帯全員が 市民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120万円を超える方	44,600円
				第 3 段階	基準額×0.7
第 4 段階	基準額×0.9		世帯員が 市民税課税		
		本人が市民税 課税		本人の合計所得額が	120万円未満の方
120万円以上190万円未満の方	89,100円				
190万円以上290万円未満の方	101,900円				
290万円以上400万円未満の方	108,200円				
400万円以上600万円未満の方	111,400円				
600万円以上の方	114,600円				
第 5 段階 (基準額)	基準額×1.0				
第 6 段階	基準額×1.3				
第 7 段階	基準額×1.4				
第 8 段階	基準額×1.6				
第 9 段階	基準額×1.7				
第 10 段階	基準額×1.75				
第 11 段階	基準額×1.8				

※ 「課税年金収入額」とは、老齢基礎年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等の収入のことです。

※ 「合計所得金額」とは、前年の収入金額から必要経費等を差し引いた金額で、所得控除、特別控除、譲渡損失等の繰越控除前の金額です。

※ 消費税を財源とする公費により低所得者への介護保険料の軽減が行われています。第 1 段階の年額保険料が 31,800 円から 28,600 円に軽減されています。